

## 公民(基本的人権③・自由権編)

自由を保障するのが① 基本 権で、日本国憲法が定める① 基本 権には、  
② 思想 の自由、③ 良心 の自由、④ 集會・結社 の自由がある。

② 思想 の自由

⑤ 良心 の自由(第19条)、⑥ 集會・結社 の自由(第20条)  
集會・結社・⑦ 表現 の自由(第21条)、⑧ 信教 の自由(第23条)

③ 良心 の自由

⑨ 苦役 からの自由(第18条)、法定手続きの保障(第31条)  
⑩ 捜査 に対する保障(第33~35条)  
⑪ 自白 の禁止、自白の強要の禁止などの刑事手続きの保障(第36~39条)

④ 集會・結社 の自由

居住・移転・⑫ 移転 の自由(第22条)、⑬ 財産 の保障(第29条)

